

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第14号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する
規則

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
(平成17年亀山市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中テをトとし、スからツまでをセからテまでとし、
同号シ中「第55条の6」を「第55条の7」に改め、同号シを同
号スとし、同号サ中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、
同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ 生活保護法第55条の5に規定する進学準備給付金の支給
に関すること。

第2条第5号中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同条
第9号ア中「第4条」を「第5条」に改め、同号イ中「第5条」を
「第6条」に改め、同号ウ中「第6条第1項第3号」を「第7条第
1項」に、「生活困窮者家計相談支援事業」を「生活困窮者家計改
善支援事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。